

愛西市シティプロモーション戦略策定業務委託仕様書

1. 業務名

愛西市シティプロモーション戦略策定業務委託

2. 目的

愛西市シティプロモーションは、交流・関係人口や移住・定住人口の増加を目的としている。本市の持つ強みや地域資源をはじめとする多様な魅力を市内外に効果的に発信し、認知度・知名度の向上を図り、本市との関係が築かれる「ふるさと納税」の獲得が期待できる内容を含み、市が進むべき方向性を明確にした戦略を策定する。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 現状分析の実施

愛西市の地域特性や魅力、イメージ等について把握するため、統計資料による各種基礎調査やアンケート調査結果に基づき、愛西市シティプロモーション戦略策定に必要な資料の収集、分析等を行う。

(2) 愛西市シティプロモーション戦略の策定

現状分析をもとに、愛西市が発信するイメージ・魅力をターゲット毎に設定し、明確化したうえで、戦略案を作成する。また、戦略に基づき実施する具体的な取り組みや事業を提案する(プロモーション活動の設定・地域資源の掘り起こし・プロモーションと連動する施策の抽出)。

(3) ブランドメッセージ及びロゴマークの作成

愛西市のブランドを象徴するブランドメッセージ・ロゴマーク等の候補を複数案作成し、候補作品は商標登録調査を事前に行う。また、決定したブランドメッセージ及びロゴマークについて、商標登録に係る申請、特許庁との協議、登録完了までの一連の手続きを行う。※商標登録に係る費用については提案者が負担し、委託料に含むものとする。

(4) ブランド映像の制作

ブランドメッセージ・ロゴマーク等の発表時に、本市ブランドコンセプトや価値を伝えるためYouTube等のメディアで配信可能な30秒程度の映像を制作する。※ただし、ブランド映像の企画・仕様について、提案者から別途提案があった場合は、この限りではない。

(5) ブランドメッセージ・ロゴマーク等の発表方法の検討及び実施

ブランドコンセプトを広く訴求するため、ブランドメッセージ・ロゴマーク等の

効果的な発表方法を本市と協議して検討し、実施する。

(6)市民参加型のブランディング推進の支援

市民参加によるブランディングを効果的かつ継続的に推進する手法を本市と協議して検討し、その運営や進行管理を行う。

(7)シティプロモーション推進についての提案

愛西市シティプロモーション戦略を効果的に活用するため、情報発信方法や運用方法、推進体制や市民活動等について提案する。併せて、本市のシティプロモーションをより盛り上げ、多くの人に注目されるような独自提案、また相乗効果が期待できるような提案をする。

(8)総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略等と整合した戦略づくり

市の上位計画である総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略等との整合性を確保した戦略を策定する。

(9)その他

上記に掲げる業務のほかに、シティプロモーション事業に資する業務があれば、専門的な見地から必要な助言、支援を行うこと。

5. 業務の実施体制

受託者は業務を円滑で効果的に実施するため、業務目的を十分に理解の上、本市のブランド価値を広く訴求するために効果的な表現の企画・制作等を担う「クリエイティブチーム」を配置すること。また、愛西市担当者と常に連携がとれる窓口を設置し、連絡を密にすること。

6. 策定方針案及び業務計画書の作成

受託者は契約後速やかに愛西市と打合せを行い、戦略の策定方針案及び作業スケジュール等に関する業務計画書を作成し、提出すること。

7. 打合せ及び議事録の作成

受託者は業務の遂行にあたって、愛西市との打合せを綿密に行い、打合せ記録の議事録を作成するとともに、進捗状況を随時報告すること。

8. 成果品

本業務においては、主な成果品は次のとおりとするが、詳細については愛西市と受託者が協議の上で決定するものとする。なお、電子データ一式についても愛西市指定のファイル形式で提出すること。

成果品

- (1) 愛西市シティプロモーション戦略 電子データ 一式
 - (2) 戦略の策定に資する分析結果(アンケート結果含む)の報告書 電子データ 一式
 - (3) ブランドメッセージ及びロゴマーク等 電子データ 一式
 - (4) ブランド映像 電子データ 一式
 - (5) その他(監督員からの指示があったもの) 一式
- ※電子データは WEB 上で公開可能なものとし、そのファイル形式、保存媒体は別途協議するものとする。

9. 資料の貸与

本業務の実施にあたり必要な資料で、愛西市が所有しているものについては、これを貸与する。(市の保有する画像や動画、第二次総合計画のアンケート結果等)

10. 成果品等の帰属

- (1) 受託者は、成果品の著作権を著作権法第27条及び28条の規定による権利も含めて愛西市に無償譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの(以下「著作物」という。)が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は愛西市に対し、当該成果品を愛西市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

11. 疑義及び協議

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、愛西市と受託者が協議の上、業務を遂行しなければならない。

12. その他

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

13. 事務局(納品場所)

本業務の事務局及び成果品の納品場所は下記のとおりとする。

愛西市 企画政策部 シティプロモーション課
住 所:〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
(愛西市役所本庁舎 3 階)

電話:0567-55-7129(直通)
メール:citypromo@city.aisai.lg.jp